

4月1日から市役所の行政機構が一部変わります

問合せ 総務課 人事係 (☎ 0739-26-9916)

【総務部】 内部統制を推進するため、総務課内に係を新設します。

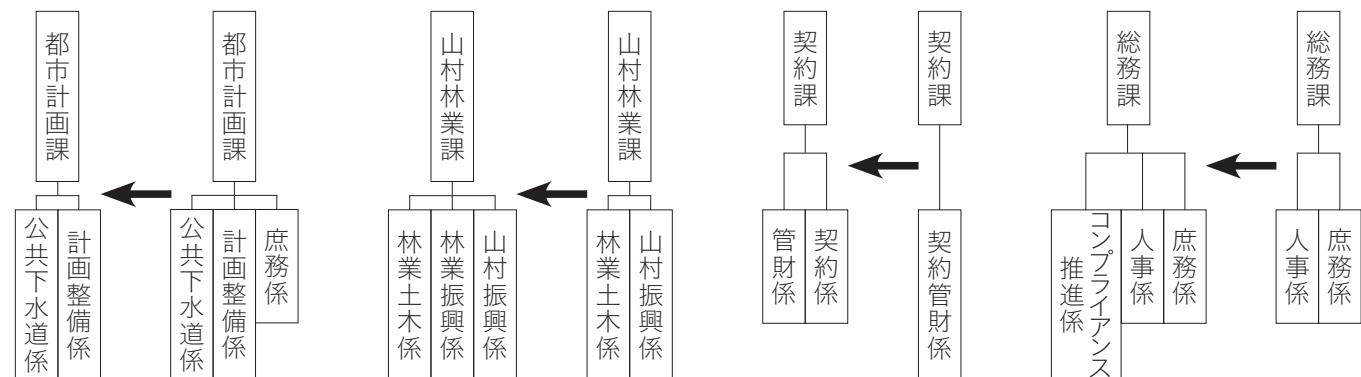
契約課内にある契約管財係を契約係と管財係に分割することにより、役割分担の明確化を図ります。

【保健福祉部】 令和元年11月12日に、ねんりんピックが終了し、実績報告等が完了したことにより、ねんりんピック推進室を廃止します。

【森林局】 山村林業課内にある山村振興係を山村振興係、林業振興係に分割することにより、役割分担の明確化を図るとともに、森林環境譲与税に係る業務を推進します。

【建設部】 事務事業の効率化を図るため、都市計画課内にある庶務係を計画整備係に統合します。

【教育委員会】 令和3年度に和歌山県内において「第36回国民文化祭・わかやま2021、第21回全国障害者芸術・文化祭わかやま大会」を開催するための体制整備を図るため、文化振興課内に「国民文化祭推進室」を新設します。



新しくなる駅前をみんなで楽しもう！

問合せ 南紀みらい(株) (☎ 0739-25-8230)

平成29年度より実施してきました駅前商店街の外観修景整備事業が3月末に完成します。

駅前商店街振興組合では、事業完成を記念して左記のとおりイベントを開催します。

田辺駅前商店街外観修景整備事業完成イベント

4月11日(土) 13時～21時

◇カプラで遊ぼうコーナー (13時～16時)

◇木のフラワーアートづくり体験 (13時～16時)

◇飲食コーナー (15時～21時)

◇鏡開き&ふるまい酒 (18時)

◇ガラガラ大抽選会 (13時～18時)

・抽選券配布 4月4日(土) 11日(土) 17時

※4月4日(土)に駅前商店街にて、ガラガラ抽選券の配布をスタートします。

500円お買い上げごとに抽選券を1枚配布し、2枚で1回の抽選ができます。

南紀みらい(株)では、本年7月末に完成予定の市街地活性化施設(愛称 tanabeen+) に関する活用促進業務を市から受託し、施設の運営計画策定等を行っています。

その一環として、「おむすびプロジェクト」を展開しており、左記のとおりコンテンツを実施します。

最優秀作品は、産品プロモーションカフェのオンラインングメニューに採用させていただきます！

■募集期間 4月20日(月)まで

■応募条件 おむすびの具材に地域の産品を1品以上使ってください。

■応募用紙(公共施設等で配布のチラシ裏面)に必要事項を記入の上、お申し込みください。

応募規約等、詳しくは上記へお問い合わせください。



第30回 南方熊楠賞

問合せ 南方熊楠顕彰会事務局 (☎ 0739-26-9909)



「南方熊楠賞」は、国内外を問わず、熊楠翁の研究対象であった博物学的分野・民俗学的分野の研究に顕著な業績のあった研究者に贈られるもので、第30回受賞者は、人文の部より、北原糸子氏(立命館大学歴史都市防災研究所客員研究員)が選考されました。



きたはら いとこ
北原 糸子氏

■選考理由(抜粋)

災害社会史という知の新たな領域の開拓者であり、災害時における人間行動の研究や情報メディアの社会史的な分析は先駆的な研究として評価されている。また、災害史を歴史学だけの専有物とすることなく、理工学分野の研究者との協同において切り拓いてゆこうとする北原氏の姿勢が、災害研究分野における「文理融合」の起点のひとつになったといえる。東日本大震災後に何度も被災地に足を運び、調査を行う北原氏の姿には、在野の研究者であり、フィールドの人であった南方熊楠を思い起こさずにはいられない。

南方熊楠賞授賞式

5月9日(土) 13時30分～

場 紀南文化会館「小ホール」

◇授賞式

◇北原氏 記念講演 『東日本大震災－死と生と－』

定員 200名[先着](要申込み)

※上記へ電話でお申し込みください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今後の状況により変更となる場合があります。

略 歴

1939年 10月 山梨県生まれ

1962年 3月 津田塾大学学芸学部英文科卒

1965年 3月 東京教育大学文学部日本史専攻卒

1971年 3月 東京教育大学大学院文学研究科修士課程修了

1999年 4月 東京大学社会情報研究所客員教授(～2000年3月)

2003年 4月 国立歴史民俗博物館客員教授(～2004年3月)

2003年 4月 神奈川大学大学院非常勤講師(～2007年3月)

2007年 4月 神奈川大学歴史民俗資料学特任教授(～2009年3月)

2009年 4月 立命館大学歴史都市防災研究センター特別招聘教授(～2013年3月)

2013年 4月 国立歴史民俗博物館客員教授(～2014年3月)

現在 立命館大学歴史都市防災研究所客員研究員

南方熊楠賞受賞コメント(原文)

この度、思いもかけず、第30回南方熊楠賞をいただくことになりました。わたしは南方熊楠が「知の巨人」だということは聞き知っていましたが、著作を読んだこともその「知」の領域についても全く知りませんでした。それほどに学識、教養のない者がこの名誉な賞をいただいてもよいものかどうか、だんだんと迷いが生じてきました。これまで受賞された方々のお名前や業績を拝見しますと、それぞれの分野で峰を築いてきた方々ばかりですし、南方の「知」の特質に迫ろうとする研究蓄積もただ事ではないからです。

わたしは歴史学、このところは東日本大震災の被災地で起きていることに衝撃を受け、それまで日本の災害史を調べてきましたが、これほど広範囲に、また原発事故も含め、人々を苦しめた災害はあまり例がないと思い、今も現地で聞き取りをしています。この震災がもたらしたものは、津波による破壊だけではありません。その後の復興作業は東北太平洋沿岸の風景を変え、人々の心も変えたことです。それにいまや自然災害ばかりでなく、新型コロナウイルスなど、人類が長い間闘いを挑まれた災害にも直面しています。私の仕事は災害社会史というささやかな範囲にとどまるものでしたが、この際、これまでやってきたことに多少とも意味があると評価していただいたのだと考え、納得できるまで研究を続けたいと思います。

南方熊楠賞記念特別公開

南方熊楠賞を記念して授賞式当日(5月9日(土))は、南方熊楠邸の観覧料が無料になります。

風しんの追加的対策をお知らせします

問合せ 健康増進課 母子保健係 (☎ 0739-26-4901)

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性は、公費での風しん予防接種の機会がなかったため、追加対策を実施しています。

■実施方法
風しんの抗体検査を実施し、十分な抗体価がない(陰性)と判断された場合、予防接種を1回接種できます。

■実施に必要な物
市が発行したクーポン券(令和2年度送付対象者は、昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの男性です。昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性へは令和元年度に発送済です。)

◆本人確認書類(保険証や運転免許証など現住所を確認できるもの)

◆予防接種実施の場合は風しん抗体検査の結果票も必要です。

■実施期間
風しんの抗体検査は令和4年1月31日まで、風しん



手話を学んでみませんか

問合せ 障害福祉室 (☎ 0739-26-4902)

本市では、手話は言語であるとの認識に基づき施策を推進し、手話が必要とする全ての人が広く社会参加する機会を得て、心豊かに暮らせるまちづくりを進めるため、令和元年9月市議会定例会で議員提案により「田辺市手話言語条例」を制定し、4月1日(※)より施行しました。

■手話言語条例とは
手話は、音声言語とは異なり、手指や体、目、口などの動きや表情を使って視覚的に表現する言語です。この条例は、手話は言語であるとの認識に基づき、市民の皆さんに手話を理解してもらい、普及するための基本的な考えを定め、市が行わなければならないことや、市民の皆さんや事業者の皆さんの役割、また、市が行う基本施策について定めたものです。



令和2年度田辺市手話奉仕員養成講座(入門課程)受講生募集

回 5月24日(日)～12月13日(日)の12回
開 13時～16時
場 市民総合センター1階「機能訓練室」

※「障害者の明るいくらし」促進事業で定められたカリキュラムを基に実施します。

全日程の80%以上を出席した方には修了書を授与し、次年度開催の基礎課程に進んでいただけます。

※次の条件を満たす方
◇市に在住している15歳以上の方で、手話の学習が初めての方
◇主催者が適当と認めた方
定 20名(定員を超えた場合は抽選)
※無料(テキスト代として3000円が必要となる場合があります。)

※4月24日(金)「必着」までにお申し込みください。応募方法について詳しくは、上記へお問い合わせください。

年金額の改定や各種手当額について

問合せ 下記参照

手当の種類	月額
①児童扶養手当	1万180円～4万3160円
児童扶養手当 加算額	児童2人目5100円～1万190円 3人目から3060円～6110円
②特別児童扶養手当 1級	5万2500円
特別児童扶養手当 2級	3万4970円
③特別障害者手当	2万7350円
④障害児福祉手当	1万4880円
⑤経過的福祉手当	1万4880円
⑥高齢年金生活者支援給付金	5030円※
⑦障害年金生活者支援給付金 1級	6288円
障害年金生活者支援給付金 2級	5030円
⑧遺族年金生活者支援給付金	5030円

①について 市民課 庶務年金係 ☎ 0739-26-9925
②～⑤について 障害福祉室 ☎ 0739-26-4902
⑥～⑧について 田辺年金事務所 ☎ 0739-24-0432
田辺年金事務所新宮分室 ☎ 0735-22-8441
※基準額：国民年金保険料納付期間等によって計算されます。

【年金額】
令和2年4月分から年金額が物価変動により0.2%引き上げられます。

改定後の年金額は、6月に日本年金機構から送られる「年金額改定通知書」でお知らせすることになります。

☎ 0739 (24) 0432
田辺年金事務所

◆田辺年金事務所新宮分室 ☎ 0735 (22) 8441

【各種手当額】
物価変動に応じた改定ルールが法律に規定されている左表の手当については、物価変動率(+0.5%)を踏まえて、令和2年4月から0.5%の引き上げとなります。

身体障害者を対象とした移動用リフト・紙おむつの給付基準額が変わります

問合せ 障害福祉室 (☎ 0739-26-4902)

対象品目	対象となる方	基準額
移動用リフト	◇下肢機能障害の程度が2級以上 ◇体幹機能障害の程度が2級以上	35万円
紙おむつ A	◇ストマ用装具を使用することができない方 ◇先天性疾患により高度の排尿排便機能障害がある方 ◇肛門形成術による高度の排尿排便機能障害がある方 ◇脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿排便の意思表示が困難で、自力でトイレに行くことができない方	1万2940円(月額)
紙おむつ B	在宅の寝たきり又は常時失禁状態にある65歳未満で所得税非課税世帯に属する方のうち、障害の程度が次のいずれかに該当する方 ◇肢体不自由の身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受けた方 ◇療育手帳の程度がA及び肢体不自由の身体障害者手帳の交付を受けた方	2万8800円(半期)

※身体障害者手帳の有無にかかわらず、障害者総合支援法に基づき厚生労働大臣が定める疾病に該当する難病患者で上記の障害程度と同程度の場合にも給付対象となります。
※紙おむつの新規申請時には、医師意見書の提出が必要となります。

4月1日(※)から、障害者等日常生活用具給付事業における基準額が、左表のとおり変更されました。

■自己負担額
原則1割負担
※所得により、負担上限額が設定されています。

■その他
事前申請が必要です。必ず購入前にご相談ください。
介護保険対象の方は、介護保険福祉用具貸与制度が優先となります。

